

して當然會社より解雇せられたるものとす、なほ右時間經過後に於いて就業の申出である場合は、それ／＼所屬課長に事情を具して、その指揮をうくべし

## ◇調停の経過

十四日午後三時半に至り、高野山當局より爭議團幹部に會見の申込があつたので、爭議團榎原會長及山下會計主任は金剛峰等に會同し、高野山當局からは、藤村總務、釋總監、久保大師教會長、及梅生庶務部長など列席し梅の間で會見を行ひ、代表者から今回の爭議の経過を聴取したが、これは調停を前提とするところの聴取でその結果は頗る重大視されてゐた(十五日大阪毎日)高野山當局では爭議解決の道を講ずべく、十七日午前十一時から金剛峰寺表廣間で、藤村執行長以下七名と爭議團代表榎原會長以下九名が會見した、先づ藤村師から口を切り「山に於いてはこの爭議が長引く迷惑であるから、一日も早くこれが解決をはかりたい、決して諸君を追ひ立てるわけではないが山の實情を以てまことに困る、この際雙方に反省をお求めしたいが、無條件で吾等にまかしてもらへないか」と述べ、これに對し榎原會長以下から待遇上の問題はじめ種々事情を述べるところあり、こもか一應幹部會を開いた午後八時迄回答することを約して午後零時半散會した。金剛峰寺の勸告に對し、爭議團では幹部會の結果午後三時左記九ヶ條の要求を示し

- 一、會社の聲明書撤回
- 二、定期昇給各自二回實施最底額制定要求
- 三、年功加俸制定
- 四、半期賞與増額要求
- 五、月收五十圓以上のものは月給とする
- 六、鹹首者を出さざること
- 七、公休の制定なきものに對し公休日制定
- 八、爭議中給料全額支給
- 九、相當の爭議費を會社から支給すること

爭議に解決を依頼したが、寺當局では「白紙でなければ引受けない」と答へたので、更に各分宿寺院で大會を開いた結果「白紙であれば拒絶すべし」との強硬意見出で、藤村書記長以下爭議團代表七名は、此の意見を以つて午後八時半金剛峰寺を訪ひ、藤村執行長以下と會見した、金剛峰寺では、久保重役が午前中の會見の意味を繰返